

予納郵便切手及び目録必要部数(債権執行)

さいたま地方裁判所(令和元年10月1日改定)

申立ての種類		予 納 郵 便 切 手								申立書に執行費用として計上できる額	備 考	各目録の写しの枚数		
		500円	100円	84円	20円	10円	5円	2円	合計			当事者目録	請求債権目録	差押債権目録
①	債権・その他財産権差押命令	5	1	6	5	10	5	5	3,339円	陳述催告あり 2,941円 陳述催告なし 2,376円		1	1	1
②	債権転付命令	4		2		2	2		2,198円	—	①と同時申立ての場合は不要	1	1	1
	第三債務者が1名増えるごとに(陳述催告あり)	3	1	1	1	3	2	2	1,748円	1,664円加算	第三債務者は、送達場所ごとに1名として追加する			
	第三債務者が1名増えるごとに(陳述催告なし)	2		1		1	1		1,099円	1,099円加算		—	—	—
	債務者が1名増えるごとに	2		1		1	1		1,099円	1,099円加算				

執行抗告の予納郵便切手及び申立手数料(債権執行)

さいたま地方裁判所(令和元年10月1日改定)

申立ての種類		予 納 郵 便 切 手							合計	備 考	申立手数料
		500円	84円	20円	10円	5円	2円	1円			
	執行抗告	8	4	4	4	6	3	8	4,500円	*当事者が1名増えるごとに2,400円分(500円×4枚, 84円×2枚, 50円×2枚, 20円×3枚, 10円×5枚, 5円×3枚, 1円×7枚)を追加 *同時に執行停止も求める場合は、2,400円分×当事者の数を追加	収入印紙 1,000円

【ご注意】申立書(表紙及び当事者目録, 請求債権目録, 差押債権目録)の枚数が11枚以上のときは, 重量超過のために切手の追納をお願いすることがあります。